

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



契約中の**脱毛エステ店**が**突然倒産**！



施術や支払いはどうなるの？

【相談事例】

- ネットの広告を見て、脱毛エステの体験をした。「契約回数の施術を受けた後でも、通い放題で施術が受けられる。」と勧誘され、8回コースを14万円で契約。まだ2回しか施術を受けていないのに、その脱毛エステ店が倒産。現金で支払った代金は、返金されるのか。
(20代 女性)
- クレジットの分割払いで契約している脱毛エステ店が、突然倒産した。施術をまだ1回しか受けておらず、クレジットの返済も残っているが、今後の支払いはどうなるのか。
(20代 男性)

⚠ 「通い放題になる。」などと長期に渡る契約をすすめられても、契約途中でエステ事業者が倒産してしまうことがあります。その場合は、残りの施術は受けられず、前払いした代金を返してもらえない可能性があることも、知っておきましょう！



【代金支払い済みの場合】

事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、返金等について事業者と直接交渉することができません。破産管財人からの連絡を待ち、確認しましょう。

【クレジット分割払い（支払い期間が2か月を超え、販売価格が4万円以上）の場合】

契約期間内で施術回数が残っている場合は、クレジット会社に今後の支払いを止めるよう、申し出ることができます。クレジット会社に問い合わせましょう。

困った時は、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。

※通話料は全て有料です。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782